

事務連絡
令和6年6月26日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

保険料水準統一加速化プランの改定について

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

保険料水準の統一については、令和6年4月1日から、保険料水準の平準化に関する事項及び国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項等が都道府県国民健康保険運営方針の必須記載事項に位置付けられること等を踏まえ、統一の加速化に向けた都道府県、市町村の取組を国として支援するため、令和5年10月に、保険料水準統一加速化プラン（以下「加速化プラン」という。）を策定したところです。

被保険者数の減少や小規模保険者の増加等が進む中、将来にわたり国保財政を安定的に運営していくためには、完全統一の早期実現を目指して保険料水準の統一を加速化する必要があるところ、今般、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）において、国民健康保険制度について、都道府県内の保険料水準の統一を徹底することが明記されたこと等を踏まえ、都道府県における保険料水準統一の取組の更なる加速化に資するよう、加速化プランを改定しましたので、保険料水準の統一に向けた取組を進めるに当たって、引き続きご活用いただきますようお願いいたします。

保険料水準統一加速化プラン (第2版)

厚生労働省保険局国民健康保険課
令和6年6月26日

創設や、保険者努力支援制度におけるインセンティブの強化を行うこととしているので、完全統一にあたってはこれらを見込んで検討を行っていただきたい。

⑥ 都道府県によるフォローアップ

- 目標年度までの各市町村における保険料率改定を支援するため、都道府県として綿密なフォローアップを行うこと等が考えられる。

➤ 奈良県では、各市町村において、統一保険料水準を目指して計画的・段階的に保険料を改定できるよう、市町村と協議の上、各市町村における年度毎の保険料改定計画を記載した「保険料方針」を策定した。

変更箇所は黄色マーカー部分です。

5. 保険料水準の統一のスケジュール

- 都道府県内の保険料水準を「完全統一」することを見据え、まずは、保険料水準の統一に向けた取組を加速化させる現行の国保運営方針期間中（令和6年度～11年度（令和12年度保険料算定まで））に、各都道府県における「納付金ベースの統一」を目指すとともに、現行の国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に向けた取組の加速化を進める。
特に、現行の国保運営方針において納付金ベースの統一及び完全統一の目標年度を定めていない都道府県について、現行の国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）までに、目標年度の意思決定ができるよう取組を進める。
- さらに、次期国保運営方針期間（令和12年度～令和17年度）を、納付金ベースの統一から完全統一に向けた移行期間とし、具体的には、全国において、次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度（令和15年度）までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標とする。
- また、国としても、特別調整交付金による完全統一達成後の複数年にわたる財政支援の実施や、保険者努力支援制度（取組評価分）の「保険料水準の統一に向けた取組の実施状況」の指標の内容や配点の拡大等の見直しなど、取組に向けたインセンティブを強化すること等により、各都道府県における取組を支援していく。